別記様式第７号（計画を定めた際に行う公告（第７条関係））

川崎町告示第３４号

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和８年１０月２９日

川崎町長　小山　修作

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	備考
		別紙参照				

２　縦覧場所　　川崎町農林課、川崎町のホームページ

３　本公告により、川崎町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

（備考）

１　森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。